

平成27年 6 月和水町議会定例会会議録

平成27年 6 月12日和水町議会第 2 回定例会を議場に招集された。

1. 平成27年 6 月12日午前10時00分招集
2. 平成27年 6 月12日午前10時00分開会
3. 平成27年 6 月12日午後 2 時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼 農 林 振 興 課 長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税 務 住 民 課 長	山 下 仁	健 康 福 祉 課 長	今 村 裕 司
商 工 観 光 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学 校 教 育 課 長	吉 田 収	社 会 教 育 課 長	豊 後 正 弘
学 校 統 合 推 進 室 長	樋 口 哲 男	住 民 課 長	石 原 民 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 原 忠 邦	町 立 病 院 事 務 部 長	堤 一 徳
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	坂 本 誠 司		

-
12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第40号 和水町消防団条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第44号 和水町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第46号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第47号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第48号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 陳情等の常任委員会付託について
- 日程第16 一般質問（2人）
- 2番 森 潤一郎議員
- 5番 荒木 政士議員

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成27年6月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により議長において、8番高巢泰廣君、9番庄山忠文君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(杉本和彰君) 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年6月和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙なところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例5件、補正予算5件、人事1件、その他1件、計12件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

3月定例会以降の主な行事及び地方自治法の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計及び特別会計の出納検査等の状況は、お手元に配布のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長(杉本和彰君) 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 皆さん、おはようございます。福原でございます。

梅雨入りとともに一気に農繁期を迎えることとなりました。町民の皆様におかれましては御多忙ながらも御健勝にてお過ごしを拝察いたし、お慶びを申し上げますとともに、本日は早朝から議会傍聴にお越しく下さいました皆様には心からの感謝を申し上げます。

さて、本日は和水町議会、平成27年6月定例会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中を御参集賜り誠にありがとうございます。

本議会の開催にあたり、御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

まず、冒頭に先般、爆発的噴火が発生し避難生活を余儀なくされておられる口永良部島の島民及び関係の皆様に対し、一刻も早い安定した生活への復旧をお祈り申し上げたいと存じます。

また、ネパール大地震、中国長江の旅客船沈没事故、マレーシア地震等々では、多くの尊い人命が失われ、今なお救出活動が続けられている状況に深甚の意を表するところでございます。

一方、和水町におきましてはこの数年、大きな自然災害等に遭遇することもなく、平穏に過ごさせてもらっておりますが、地震、台風、集中豪雨、火災等の被害への懸念とともに、いつ何事が起きるのか予断を許さん状況であることを改めて認識いたす次第でございます。

次に、3月定例会以降の行政行事等に触れさせていただきます。

皆様御案内のとおり、3月下旬には町内の幼稚園と小中学校の卒園式、卒業式が開催され、続いて4月上旬の入園式、入学式を経て、それぞれの子どもたちが新しいステップを踏み出し、5月には体育大会、運動会が各地域の皆様や、各団体の皆様の御協力をいただき開催されたところでございます。子どもたちの健やかな成長を願うことは無論でございますけれども、必要なフォローが届いていない現状に何とか早くとの思いを痛切に感じているものでございます。

また4月5日には、和水町消防団の入退団者の辞令交付式が行われ、総勢537名、御訂正をお願いします。総勢536名ですね、の新組織により町民の生命身体、財産の保全と地域の安全維持に貢献していただくこととなりました。日頃、自らを省みず消防団活動に奉仕いただいている団員各位に対し、心からの敬意を表しますと同時に町といたしましても防火設備、器具備品等の整備を図ってまいり所存でございます。

4月11日は、平成27年度第1回の区長会を開催いたしました。本年度は、約半数の区長様が交代されておりますが、各行政区において区民生活、地域の安全等、コミュニティ維持のためのお骨折をいただくとともに、町政への御意見、御提言など御協力、御理解を賜ってまいりたいと思います。5月10日には菊池川水防演習、11日は菊池川水防連絡会、6月2日菊池川流域同盟会議、8日和水町防災会議、9日菊池川合同巡視、10日県治水砂防協会総会と水防防災関係の会議等が相次いで開催され、豪雨による菊池川水防対策、土砂災害対策等の打合せを行っております。間髪を入れず、昨日は県内各地で豪雨、洪水の危険に見舞われ、避難勧告を出された市町村が相次ぎました。和水町におきましても昨年同様、的確な情報収集による予防的避難を旨として極力の被害回避を図ってまいります。

また、4月、5月、6月と多くの行政関連団体、地域団体、各種団体の総会行事等が開催され、出席をさせていただきました。いずれも目的と意義達成に向けて、個々が結束し活動を維持しておられ、今後は行政との密接な連携を、お願いするための仕組み作りが必要であると痛感いたしております。

さて、現在は地方創生、「ひと・まち・しごと」づくりの総合戦略策定を中心として、活性化対策を急いでいるところでございます。個別的には7月1日から商工会の御協力を得て、30%特典のプレミアム付き商品券発売を開始いたします。

また、船山古墳、民家村、ロマン館、水辺公園の活性化と緑彩館、交流センター、田中城などの連携をもくろむ、道の駅きくすいのゲートウェイ拠点化も国交省、振興局、学識者、町民代表、事業者代表などにより、構想集約に取り掛かりましたが、この秋オープン予定のA Zホテルとの連携、相乗効果対策もあわせて検討してまいります。

過疎高齢化対策、福祉対策の一環として、公共交通小さな拠点づくりでは交通機関事業者、学識専門家にも加わっていただき、買い物、通院などの交通便の改善に向けて、具体的な検討を開始したところであります。

また、情報発信ターミナル機能として、外国語によるバーチャルモールの開設に向けても、鋭意推進中で、和水町の観光、人口交流、農産物発信等の拠点づくりをもくろんでおります。

柱となる拠点を立ち上げ、これらの拠点を連結するツールとして、地域づくり団体、事業団体、ボランティア団体等々の皆様や、町民の皆様にも力を貸していただき、活性化を図っていきたいと念願しており、私のいわゆる攻略的な事業構想もこの中に相当含まれており、実現に向けて邁進してまいりたいと思っております。

現状を打破しなくてはならない医療、福祉面の課題等々があることも十分認識をいたしております。皆様方の御助言等々よろしくお願いいたします。

ところで、私はこの1年余り、町内の会合、団体の集まりなどなど、時間調整の許す限り出席要請には、ほとんどすべて顔を出させていただきました。そして専らそのほとんどを聞き役に徹してまいりました。幅広い町民の皆様から随分と様々なことを教わり、認識もさせていただきました。私の中ではこれからです。これまでの蓄積をこれから反映していきたいと思います。そのためには議会の御協力が不可欠であります。お力添えをよろしくお願い申し上げます。

本定例議会には、5本の条例改正と5本の補正予算を、主たる議案として上程させていただいておりますが、とりわけの重要議案は、菊水地区小中学校の改修議案であります。小学校の統合、耐震強化を柱とし、行政の義務として意を決して御提案を申し上げます。議案審議を通じて是非とも御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

最後に町民の皆様並びに議員の皆様のますますの御健勝と御多幸、御活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、本定例議会の行政報告とさせていただきます。

御静聴ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5 議案第40号 和水町消防団条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第40号「和水町消防団条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） おはようございます。ただいま議題となりました、議案第40号和水町消防団条例の一部改正について、提案の理由を申し述べたいと存じます。和水町消防団条例の一部を改正する条例であります。本条例の第1条におきまして、引用法律であります、消防組織法の引用条項にズレがあるために、法律との整合性を図るために改正をお願いするものであります。具体的には次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第1条においては、団員の任免、それから定員、服務等について定めることを目的としております。その目的条項であります第1条中に、消防組織法の引用条項18条を、改正後は消防組織法第19条第2項及び第23条第1項に改めるものであります。19条第2項は、消防団の団員の定員に関する条文でございます。それから23条第1項は、消防団員の任用、服務等に関する条文でございます。このことから引用条項のズレを法律との整合性を図るために改正するものでございます。

以上、議案第40号和水町消防団条例の一部を改正する条例の提案理由とさせていただきます。

日程第 6 議案第41号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に
関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第 6、議案第41号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第41号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年6月12日提出。和水町長福原秀治でございます。

提案理由のところで申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、整備法等が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出しておりますのでございます。

改正内容を説明しますと、いわゆる地方分権一括法の施行に伴い、既に制定していた本条例について今回介護保険法施行規則等の一部改正する省令が、平成27年1月16日に公布、同年4月1日施行に伴い、各地域密着型サービスの名称並びに内容等が変更となりましたので、それに併せてこの条例の一部を改正しております。新旧対照表で説明を申し上げます前に、地域密着型サービスの説明をさせていただきます。

本サービスは、都道府県知事指定の特別養護老人ホームやデイサービスとは違い、各市町村にて指定する介護保険上のサービスになり、県知事指定のサービスとは異なり、和水町の町民のみが利用できる施設サービスとなっております。現時点では、和水町に存在する地域密着型サービスは、認知症対応型のグループホーム2施設となります。

それでは、新旧対照表に沿って主な改正点とその根拠及び特に説明が必要と思われる用語についてのみを説明いたします。新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、1ページです。目次の第9章の、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改正しております。このサービスは、平成18年に誕生しました小規模多機能ホームが前身となっております。通い、泊まり、訪問のサービスを一体的に提供する機能を持つ施設です。

その後、平成24年に訪問看護の提供も一体的に行うように改正され、複合型サービスと名称が変更になっております。そして今回、機能的には同じサービスであります。複合型サービスでは、サービスの内容が伝わりにくいということで、看護小規模多機能型居宅介護と名称が変更されました。よって、以下の新旧対照表の主な改正点は、この名称変更に伴うものになっておりますが、現時点では和水町には存在しないサービスであります。

同じく1ページの第6条の見出しの、定期巡回随時対応型訪問介護看護についてですが、これは一体的にホームヘルプサービスと訪問看護を24時間365日提供するサービスであります。これも和水町には未設置のサービスであります。

次に、4ページをお願いします。中段の第65条、利用定員のところですが、共用型指定認知症対応型通所介護事業所についてですが、このサービスは既存のグループホームの事業所を活用して、既存の建物を共用して実施する認知症対応型の通所介護のことになっております。

また、度々登場するサテライト型とは出張所をイメージしていただき、地域密着型という名称が用いてあるサービスは、全てその市町村に住所を有する方のみが、利用できるサービスを指しております。

次に、5ページをお願いします。78条の2としまして、利用者に対する事故が発生した場合の対応について、新たに追加されております。

次に、10ページをお願いします。第85条の登録定員及び利用定員のところですが、登録上限を25人以下から29人以下と幅を広げるとともに、通いのデイサービスの利用定員も登録定員が29人であれば18名、28人で17名、26人または27人で16名と、利用できる人員が増えております。登録定員と利用定員の差は、訪問系や宿泊系のサービスの利用差を含むためのものでございます。

次に、12ページをお願いします。下の方の第113条ですが、指定認知症対応型共同生活介護事業所の住居数を改正前は、1または2ユニットとしていましたが、用地確保等の問題により、新規参入の事業者がない場合には、3ユニットまで可能になると、3ユニットまで開設できるというふうなことに改正されております。以上、改正部分の主なもののみを説明いたします。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとしています。

以上で、議案第41号和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての提案理由とさせていただきます。以上です。

日程第7 議案第42号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第42号「和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第42号、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年6月12日提出。和水町長福原秀治でございます。提案理由のところを申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、整備法等が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する必要があることからこの条例案を提出しております。

改正内容としましては、この条例の一部改正についても、議案第41号と同じく複合型サービス

を、看護小規模多機能型居宅介護に変更することに伴う改正が主なものでございます。

それでは、新旧対照表で改正点の主な部分のみについて説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。まず、新旧対照表の1ページですが、第7条に第4項を新たに追加しております。これは、介護予防認知症対応型通所介護事業者が、その施設を利用し夜間等に通所以外のサービス、ショートステイ等を提供する際は、事前に指定を行った町長に届け出ることが義務付けられたということでございます。また、本条例で用いております単独型は、その事業所のみを設置、併設型は特養等の施設に付随、共用型は一つの事業所、複数のサービス利用者が共に利用することを意味しております。

次に、新旧対照表の8ページをお願いいたします。第47条のところでございますが、登録定員及び利用定員ですが、先ほどの議案第41号の説明と同じことになりますが、登録上限を25人以下から29人以下と枠を広げるとともに、通いのデイサービスの利用定員も登録定員29名であれば18名、28人で17人、26人または27人で16人と、利用できる人員が増やされております。

次に、10ページをお願いします。10ページの第74条のところですが、これも議案第41号の説明と同じことになりませんが、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の住居数を改正前は1または2ユニットとしていましたが、用地確保等の問題により、新規参入の事業者がない場合には、介護予防の場合も3ユニットまで可能になったという改正でございます。

以上で、改正部分の主なものの説明となります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしています。

以上で、議案第42号和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第43号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第43号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第43号、和水町介護保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。和水町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年6月12日提出。和水町長福原秀治でございます。

提案理由のところを申し上げます。介護保険法、平成9年法律第123号の改正により、平成27年4月から公費を投入して、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うため、和水町介護保険条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出しております。附則でこの条例は平成27年4月1日から施行するものとしてます。

それでは、改正部分について新旧対照表で説明申し上げます。2枚目をご覧ください。

新旧対照表の第2条の保険料率に第2項としまして、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の、平成27年度及び平成28年度における保険料

率は、同号の規定にかかわらず3万1,320円とする。と新たに追加するものでございます。内容を御説明申し上げます。今年度から、第6期の介護保険計画におきましては、第1号被保険者の保険料の所得段階を、6段階から9段階へ見直し運用することとしておりますが、介護保険法の改正により平成27年4月から、この新段階の第1段階に該当される方の保険料の一部を公費を投入して、低所得者の保険料軽減が行われることになりました。

町でも、この介護保険法の改正に伴い、新第1段階の保険料については、保険料基準額に対する割合を基準額の0.5から0.45に、0.05を軽減することとして、今回の一部改正を提案しております。改正における保険料軽減について説明いたします。新第1段階は、基準額5,800円の0.5の割合で月額2,900円、年額3万4,800円と設定しているところですが、今回の改正は基準額割合を0.45の割合にすることで月額2,610円、年額3万1,320円とする改正となります。月額で290円、年額で3,480円の減額となります。なお、この0.5から0.45にする差0.05の分でございますが、これは国、県から負担金としていただくこととなります。介護保険会計の方には、また町の方からも負担していただいて、介護保険会計に繰り入れることとなります。

ちなみに第1段階に該当される方が714人となりますので、公費で補填する額が248万4,720円となります。以上簡単ですが、議案第43号和水町介護保険条例の一部改正についての提案理由の説明とさせていただきます。

日程第9 議案第44号 和水町立学校設置条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第44号「和水町立学校設置条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 議案第44号、和水町立学校設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。議案第44号和水町立学校設置条例の一部改正について、和水町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年6月12日提出。和水町長福原秀治。提案理由です。菊水区域の小学校統合に伴い、和水町立学校設置条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由です。菊水区域の四つの小学校の統合は、現在の菊水中央小学校を改修しまして、菊水小学校として平成29年度の開校を目指しているところでございます。平成27年度に基本設計実施設計を作成しまして、建築工事に取り組む必要がありまして、この学校の設置に関する条例の整備を行うものでございます。

2枚目に新旧対照表を付けておりますので、1枚めくっていただきたいと思います。

第2条の名称及び位置の規定の一部を改正するものでございます。菊水区域の菊水西小学校、和水町長小田360番地。菊水中央小学校、和水町江田2891番地。菊水東小学校、和水町岩尻1047番地。菊水南小学校、和水町用木472番地の四つの小学校を統合しまして、菊水中央小学校の位置であります和水町江田2891番地に統合校の菊水小学校を設置する内容の改正でございます。

附則の方で、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第44号の和水町立学校設置条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第45号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第45号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第45号、平成27年度和水町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をお開きいただきたいと存じます。

平成27年度、和水町一般会計補正予算（第2号）。平成27年度、和水町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,045万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,736万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。平成27年6月12日提出。和水町長福原秀治であります。

まず第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正では、細目がわかりにくうございますので、資料として添付しております7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを御説明いたします。

9ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なものを説明いたします。最上段の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金に124万2,000円を追加いたします。これは先ほど、議案第43号の和水町介護保険条例の一部改正で、提案理由の説明を申し上げましたとおり、介護保険料の低所得者に係る保険料の軽減強化策として、公費を投入することから公費投入額、248万4,000円のうちの2分の1を国が負担するものであります。一つ飛んでいただいて、15款県支出金、1項県負担金の民生費県負担金ですが、これも同じ理由により、62万1,000円を追加するものです。県の負担割合は公費投入額、248万4,000円の4分の1であります。この国、県の負担金は、町の負担金分と合わせまして、介護保険会計へ繰り出す処置をするものであります。

次に、1段上の、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目の土木費補助金、1,170万円を追加いたします。これは、江田高野線に対する社会資本整備交付金であります。

次に、15款県支出金、2項県補助金について御説明いたします。1目の総務費県補助金に763万4,000円を追加しますが、これは地域づくりチャレンジ推進補助金で移住定住促進事業の経費に対する補助金であります。補助率は、4分の3が上限となっております。4目の農林水産業費県補助金、この中の1節の農業費補助金の中の経営体育成交付金635万円については、農業機械設備等の購入に対して、金融機関の融資を除いた自己負担に対する補助金であります。取得価格の10分の3が上限となっております。

10ページをお開き願います。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に9,762万4,000円を追加いたします。これは財源補正であります。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入の240万円はコミュニティ助成事業でありまして、これは宝くじの助成金であります。コミュニティ助成事業に充当するものであります。

21款町債、1項町債、6目教育債、これに4,080万円の追加でございます。これは菊水区域の学校施設改修等整備事業に充当予定であります。

続いて、歳出について主なものを説明いたします。全体を通じまして、職員給料等の人件費については、4月の職員任用それから組織の再編及び人事異動に伴う補正をお願いするものでありますので、割愛をさせていただきたいと存じます。

11ページをご覧くださいと存じます。

2款総務費、1項総務管理費について説明いたします。6目の企画費に、1,018万円を追加いたします。この主なものは、和水町への移住定住を推進するための、PR動画制作委託料などの経費でございまして、財源といたしましては、熊本県の地域づくり推進補助金、上限4分の3の補助率であります、これを充てる予定でございます。

次に、10目、地域づくり推進費に240万円を追加いたします。これは宝くじ助成を活用いたしました、コミュニティ活動助成補助金であります。内定はいたしておりまして、対象は平野地区の神楽保存会の予定であります。

12ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費について御説明します。1目の社会福祉総務費、28節繰出金373万7,000円の追加は、国保会計への繰出金でありまして、人事異動等に伴う人件費に充てるものであります。同じく2目の高齢者福祉費、28節繰出金、443万2,000円の追加です。このうち、介護保険事業会計繰出金のマイナス298万8,000円は、人事異動に伴います人件費の減額と、それから歳入のところで申し上げました、低所得者への保険料軽減強化に係ります国、県、町の負担金を相殺してマイナスとなるものであります。一方特別養護老人ホーム会計への繰出金、742万円の追加計上をお願いするものでございます。これは人事異動等に伴います人件費に充てられる予定であります。

14ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費について説明いたします。2目の農業総務振興費のうち19節負担金、補助及び交付金であります、635万円の追加は歳入のところで申し上げましたけど、金融機関の融資を利用して農業機械や設備等を整備する場合に、金融機関からの融資分を除く、自己負担部分に対する補助金であります。取得価格の10分の3を上限として助成するものでございます。現在4事業体を予定しているところです。7目の担い手育成総合支援事業費の19節負担金、補助及び交付金であります、この80万円の追加は農業法人へのスムーズな移行を図るための補助金でございます。これは、全額、県の担い手育成発展支援事業の補助金を充てるものでありまして、対象地区といたしましては2地区、上板楠地区と岩地区の法人化を推進するための予算でございます。15目、有害鳥獣被害対策事業の19節負担金、補助及び交付金に478万5,000円の追加でございます。これは、鳥獣被害防止対策協議会への負担金で国からの負担金を当該その協議会が受領するまでの活動費として、町が立替えておくものであります。15ページをご覧くださいと存じます。8款土木費、2項道路橋梁費について説明いたします。2目の道路新設改良費の単独事業ですが、17節の公有財産購入費に459万2,000円を追加い

たします。これは県営圃場整備によりまして、改良予定の路線、この用地確保の見通しが立ったことから計上するものでございます。2路線を予定しております。西光寺中林線と浦部1号線が県営圃場整備によりまして、用地の確保の見通しが立つことから計上をお願いしております。3目の道路新設改良費の補助分ですが、総額の4,750万円を追加いたしております。これは江田高野線に係る工事請負費の4,000万とそれから用地費の750万円の追加計上であります。

16ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費の6目学校統合事業費に777万9,800円を追加いたします。内訳は、菊水中学校と菊水中央小学校の校舎の耐震改修に伴う設計委託料、それから地質調査の委託料、それから購入いたします用地の造成、購入予定の造成測量設計委託料で、工事費が購入予定地の造成費626万7,000円。一番最下段の17節の公有財産購入費については、中央小学校周辺の用地取得を計画しているものであります。

17ページをご覧ください。同じく10款で5項、保健体育費の2目体育施設費219万3,000円の追加をお願いするものです。これは、スカイドームのトレーニング機器の購入の予定をしているものです。以上、歳入歳出予算の主な補正内容について説明をいたしました。

歳入歳出予算それぞれ歳入前の額、62億7,691万6,000円に1億7,045万円を追加して、補正後の額を64億4,736万6,000円とする補正予算であります。

次に6ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

第2表、地方債補正であります。地方債補正は菊水区域学校施設改修等整備事業に係る合併特例債、4,080万円を追加補正するものであります。

以上、平成27年度和水町一般会計補正予算（第2号）の提案理由とさせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第11 議案第46号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第46号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、議案第46号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。1枚おめくりください。

第1条に歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億228万円とするものでございます。

補正の内容は、平成27年4月の人事異動に伴うものでございます。それでは歳出から申し上げたいと思います。8ページをご覧ください。

一般管理費のところでございますけども、職員給で2節の給料が308万6,000円。職員手当等が扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当及び児童手当がございますけども、トータルとして65万1,000円。合わせて373万7,000円を増額補正するものでございます。

次に歳入です。1枚戻っていただいて7ページをご覧ください。先ほども案内がありましたけれども、財源は一般会計からの繰入金373万7,000円でございます。

以上で、議案第46号平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第12 議案第47号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第47号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第47号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算書の提案理由を申し上げます。平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）、平成27年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,602万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月12日提出。和水町長福原秀治でございます。

内容につきまして、歳入から説明申し上げます。予算書の5ページをお願いします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料を248万4,000円減額し、2億4,981万8,000円としております。その内訳は、第1節現年度分特別徴収保険料の現年度分特別徴収保険料を233万5,000円。第2節の現年度分普通徴収保険料の現年度分普通徴収保険料を14万9,000円減額しております。これは、低所得者保険料軽減によります、国、県、町負担金が一般会計の方から繰入れられるために、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を減額するものでございます。減額の割合といたしまして、特別徴収保険料を全体の94%。普通徴収保険料を6%と見まして、特別徴収分を233万5,000円。普通徴収分を14万9,000円減額しております。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金を547万2,000円減額し、3,857万6,000円としております。その内訳は1節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金の減額となります。これは、人件費分に対する一般会計からの繰入金の減額で、介護保険事業会計の担当職員の減員に伴い、人件費が減額になったための繰入金の減額となります。同じく繰入金のところですが、5目の低所得者保険料軽減繰入金を248万4,000円増額補正しております。その内訳は1節、低所得者保険料軽減繰入金を248万4,000円の補正となります。この低所得者保険料軽減繰入金というのは、介護保険法の改正により、平成27年度から平成28年度までは公費を投入して、第1段階の低所得者高齢者保険料の軽減を強化するもので、第1段階についての保険料基準額に対する割合を0.45に軽減し、軽減する0.05分は国、県の補助があると、負担金が交付されるということで、国、県分の及び町負担金を超えた248万4,000円を一般会計の方から繰入れるものでございます。

続きまして、補正の歳出の方を御説明申し上げます。6ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては人件費の補正でございます。547

万2,000円減額しまして2,942万4,000円としています。その内訳は一般職給料が3,408万円。あと職員手当等を合計して206万4,000円の減額でございます。これは、4月1日付けの人事異動によります人件費の減額となっております。

それから、次の2款の介護給付費のところでございますけど、これは財源組み替えとしまして、繰入金のところの、低所得者保険料軽減繰入金が248万4,000円の特定財源扱いとしますので、財源組み替えをしております。以上が歳出の補正となります。

以上で、議案第47号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第13 議案第48号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第48号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第48号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算1号について提案理由の説明を申し上げます。予算書を開いていただきまして、裏面をご覧くださいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ742万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,277万4,000円とするものでございます。歳入について説明いたします。5ページをご覧ください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節の一般会計繰入金でございます。742万円を増額補正いたしまして2,832万4,000円とするものです。これは一般会計繰入金を歳入財源とするものでございます。

歳出について説明いたします。6ページをご覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、1,150万2,000円を増額補正して、4億4,343万2,000円とするものです。

内訳といたしまして、2節の給料、732万6,000円の増額。3節の職員手当、414万円の増額でございます。

2款のサービス費、サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費408万2,000円を、減額補正いたしまして3,496万2,000円とするものでございます。内訳は2節の給料、261万9,000円の減額。3節職員手当146万3,000円の減額です。1款、2款ともに、4月の職員任用と人事異動による人件費の補正でございます。

以上で、議案第48号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第49号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第49号「平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計

補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） それでは、議案第49号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。まず表紙の裏をお願いします。収益的収入及び支出とも46万5,000円を増額し、9億8,763万9,000円とするものでございます。はじめに第2条、収益的収入及び支出の補正から説明いたします。平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算、本年度当初予算のこととございますけれども、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというので、収入から説明いたします。

第1款病院事業収益、第5項訪問看護事業収益を46万5,000円増額しております。

次に支出ですが、第1款病院事業費を第4項居宅介護支援事業費用を715万5,000円減額し、第5項訪問看護事業費用を762万円増額し、差し引きの病院事業費用としては、46万5,000円増額しております。

次に、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正といたしまして、当初予算書の第7条中に定めた、経費の金額を次のように改めるということで、職員給を46万5,000円増額し、6億7,167万2,000円とするものです。2ページ目から雑収入で、3ページが支出の説明になります。4ページ以降は、今回の補正で人件費を補正していますので、給与費明細になります。10ページから11ページに説明書を付けています。11ページの支出を見ていただくと、訪問看護事業を強化するとともに、居宅介護事業の専門性を高めるため、4月の人事異動により、居宅の看護師を訪問へ異動したものが主なものでございます。

簡単ですが、以上で議案第49号平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

日程第15 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、陳情等の常任委員会付託について、本日までに受理した陳情等はお手元に配りました、陳情等文書受付一覧表のとおり、5件を配付、4件を所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 一般質問

○議長（杉本和彰君） 日程第16、一般質問を行います。

本日は、2人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問答弁については、一問一答方式とし質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。

質問者は、最初の1項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事柄について一問一答で行います。第2項目からの質問は、質問席から行います。

時間は、執行部答弁を含め60分以内とします。最初に森議員の発言を許します。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 改めまして皆さんこんにちは。私は、会議規則第61条第2項の規定によりまして一般質問を通告しております。

事前に聞いておりました時刻と若干違ってまいりまして早まってまいりましたが、一般質問を行いたいと思います。

先の3月議会におきまして法的束縛力はないとはいっても、福原町長の辞職勧告決議がなされたことは誠に残念なことでありました。二元代表制をとっている我が国の地方自治の主旨は町長執行部、そして議会の議員ともに住民に対して直接に責任を負うものであり、両者の関係は対立の原理を基本にしながら、お互いに抑制と均衡によっていずれかの独善と先行を防止する体制がとられていることは既に皆さん御承知のとおりであります。しかるに福原町長はこの1年間、学校改修整備計画を二転三転させて、詭弁ともいえるような説明の仕方がなされて、事が押し進められようとしております。福原町長の公約は、耐震改修により菊水小中学校併せて5億円程度でできるということでした。この公約を、何が何でも推し進めるという独善的な考え方により、学校統合事業が困難を極めているのが現実ではなかろうかと思えます。議会との信頼関係の破壊、住民の行政不信の増大、事ここに至っては、もはや進退窮まれの感があります。この1年間の新聞等の報道は、さも議会が混乱を引き起こしているように述べられておりますが、問題提起がなされたのは町長側執行部であり、我々議会が住民の代弁者としてチェック機関としての義務を果たしているだけのことです。

あくまで責任は、町長側執行部にあることを申し添えておきたいと思えます。そこで、私は統廃合菊水区域小学校施設改修工事について一般質問の通告をしております。執行部にあっては明快な答弁をお願いしたいと思います。

1、工事全体の計画像並びに財源捻出の根拠について伺う。

2、菊水地区小中学校統廃合の遅れの責任について伺う。

3、この1年間で菊水地区小中学校施設改修計画は、二転三転をし理解しがたい状況になっております。3月議会において町長の辞職勧告決議案が可決されたのは当然の成り行きと思えます。このことについて見解を伺います。後は自席の方からお尋ねをしていきたいと思えます。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1 番目の工事全体の計画像並びに財源捻出の根拠について伺うということでございます。今回提案している、改修計画は複式学級の早急を図るための小学校の統合と、6 月 2 日に文科省から発表されたところでございますけれども、校舎等の耐震化の遅れに対応する耐震改修、この二つのことを基本としておるところでございます。

また事業費については、これまでのもろもろの御意見等を踏まえ、経費を抑制した軽微内容といたしております。財源でありますけれども、国庫補助はなくてはならないものであります。

また、合併特例債の発行期限が10年から15年に延長されたことによりまして、和水町では平成32年度まで活用することができる起債の有効活用を図ってまいりたいと思います。

なお、この分についての補足事項については、担当課から答弁を申し上げます。

御質問の 2、3 については同時に答弁させていただきます。

まず、私の最大の公約は、番城地区での新築を取り止め、既存校舎を活用して和水地区小学校を統合し、複式学級の解消を図ることです。もちろん付帯する事項として、事業費、立地条件、周囲環境があることは間違いありません。しかしながら、公約の基本を逸脱しない条件でよりよい事業を願うのは、当然の事であろうかと思います。より良いものと考えて提案したものが拒否されれば、次善策を考えるのが、それこそ当然の成り行きではないでしょうか。

したがって、今回の提案は安全性を保ちながら、御指摘に従って事業費を抑えた提案をしているわけでありまして。二転三転と言われるのであれば、むしろ七転八倒の末の提案であると申し上げます。辞職勧告決議を受けたことについては、私の本意とするところではありません。辞職勧告の具体的な事由は、明らかではありませんので言及いたしません、良かれと思って提案した議案が、修正議決により実質否決された。私は、それこそ町政の混乱を避けるために再議にかけることを回避した。そういうことではないのでしょうか。順序が逆さまですが小中学校の統廃合の遅れの責任について、申し上げれば未だ合意に至っていないということではないでしょうか。ただし今回の提案につきましては、時期内容ともにいっばいいいばいであることを御理解いただき何としても着手したい、そのようにお願い申し上げるところでございます。

以下は自席にて答弁させていただきます。

○議長（杉本和彰君）

学校統合室長 樋口哲男君

○学校統合室長（樋口哲男君） 森議員の工事全体の計画像について、補足説明をさせていただきます。改修計画案の整備内容は、6 月 1 日の全協また本日の全協で説明しましたとおり、これまで説明してきました、A 案、B 案の整備内容、特に B 案とは大幅に変わっております。

町長が申されたように、事業費を抑制した計画であるため、菊水中央小では既存校舎の改修、不足する教室に対応する増築等の建設、体育館の改修、菊水中では耐震対策を基本とした既存校舎の改修と体育館の改修となっています。小中学校のプールや共同調理場は、既存の施設をそのまま活用する計画ですが、プールは建築後の経過年数も経っており、近い将来整備が必要であると思っています。また、校舎改修においても床面の木質化等が入っておりませんので、教育環境の質的向上を図る観点から、検討をする必要があると感じているところです。これまで説明して

きました、A案、B案の整備内容にもあり、提案している改修計画にはない、整備内容については、保護者関係学校関係者などと調整しながら、教育環境の充実を図る上でも整備しなければならないと思っていますところ。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 今、町長なり、あるいは統合推進室長の方から説明がございました。町長からはですね、この小中学校統廃合事業の取り組み姿勢なり、あるいは責任なりを申されたというふうにお受取りしましたけども、この問題が何でこんなにいろんな角度からの論議になってしまったのかということは、一つにはお金の問題があるんですね。

それから、一つには教育環境の整備という問題があるんですね。いわゆる番城グランド建設の場合は、教育環境等あたりの整備ということの一環として、この校舎建設問題が並行した形で進んでまいりました。その中に当然これは議会ですから、一昨年ですか、一昨年の確か9月以前、夏以前までは、議会の方も36億円ということで、執行部と確か一致した考え方で進んできたんじゃないかならうかと思います。

昨年、一昨年の秋くらいからなんか変な状況が、私自身議員でありませんでしたからよくわからなかったんですけど、えらいごくしゃくし始めたという裏話なり聞こえてきたわけですね。そういう中で当時福原町長は、学校問題に関して一定のお考えをお持ちで街宣をしながら、いわゆる番城の進め方はおかしいという、そういう論点で、街宣活動をされていたのを覚えております。お聞きしながらそういう考え方もあるだろうと、私はそのくらいだったんですけど、ただ進め方として、議会もある一定認め、そして、執行部もそれなりに教育環境の進め方ということで、平成17年に菊水南小の保護者の方から、いわゆる教育委員会の方に多分出たんだろうと思います。複式学級解消の要望書ということでですね。それから、事は菊水地区の方は始まってまいりまして、一定の学校規模適性審議会であるとか、あるいは執行部側からすると町長の諮問機関である小中学校統廃合推進委員会であるとか、そういうそれから区長会あたりに対する説明であるとか、そういう一定の手順を踏みながら、当時の執行部は事を進めてこられた。

当然並行しながら、教育委員会の方も学校規模適性審議会の中から答申がなされた複式学級の解消し、集団の中で育む教育で生きる力を身につけさせる。1 番がですね。

それから2 番が、小学校の統廃合を行い学校規模の適正化を図ると。

それから3 番に、小中一貫教育を導入し子どもたちの発達段階に応じた教育を系統的に行うという、この3 点が審議会の方から教育委員会の方に答申なされたようにお聞きしております。

このことは間違いなくと思います。それで、そういうふうな基本を根底にしながら、じゃあどういう学校の建設がいいかということで、教育委員会は一定の答申を受けられた後小学校菊水区域、あるいは三加和区域両方にそれぞれの小学校、中学校、1 校ずつ建設をするという教育エリアを設定をされて、それぞれ1 校ずつ建設をするという、そういう計画を立てられたようにお聞きしております。

平成22年に、当時の坂梨町長の諮問を受けて、小学校統廃合推進委員会ができて、菊水地区を

番城グランド周辺を整備して、小中学校併設型の校舎建築、三加和区域は現三加和中学校跡地敷地内に小学校を建設するというを、町長に御支援をされて26年、昨年の4月に三加和の方は開校に至ったと。そのことについて、昨年の3月の町長選で福原町長は、いわゆるその既存の学校を使うのがベターだという、公約的な形でそういう選挙運動をなされ、そして当選をされたといういきさつがあります。ですから、そのことにこだわられるのは当然なことです。ただ私達、議会からすればですね、当然そうなればお金の問題もさることながら、いわゆる新しいやつだったら70年80年のいわゆる長期安全性の確保というのはある程度考えられるけど、やっぱり30年も40年も使ってる校舎を使うということになると子どもたちの安心安全はどう守っていけるのかとか、そういう中でやっぱり盛んに議論が、この1年なされてきたことが、やっぱり長寿命化問題はどうかと、それからいわゆるそのことについての経費はどうなんですかとか、あるいは、教育委員会に対するその教育環境の変化については問題はないんですかとか、どうしてもそのへんは聞かざるをえないんですよ。これは、そのどうして今申し上げたように私が過去の経緯を申し上げたのは、やっぱりその民主的なルールに乗っ取って進んできたやつを、根底からひっくり返すような案を、福原町長は出されたわけですから。しかもそれを、いわゆる支持されたわけですから、そら大変な状態にならざるをえない、いみじくもさっき答弁の中で、二転三転じゃなくて七転八倒ですよと、これは本音だろうと思いますよ、私自身。ですから、それはやっぱり私は当然、福原町長は選挙に勝たれた時に、次の6月議会では、多分自分の主義主張されたこの学校建設問題については、一つの案を出されるだろうなというふうな思いでおりました。というのは既に持っておられる、多分それでいかれるんだろうなと、その代わりやっぱまた町内がいろいろ出てくるな、もめるなというふうに心配はしましたが、まあそれはそれでもうしょうがないかと、それは住民があるもので、それを望んだことですので、だから、それはそれで私は選挙結果だろうというふうに受け止めておりました。

ところが、それがいわゆる案もなければ、何にもないというような形で、とうとう8月の臨時議会、そして8月の臨時議会では、我々7名の議員が、どうしてもそれは認めることはできないと私自身よくわからなかった部分もありますし、理解がしにかった部分もあったもんですから、否決の方に回ったわけですけど、9月議会では、一定理解はしましたので9月議会で958万の設計金額が認められ、その後皆さん御存じのように、B案であるとかC案であるとかの案がなされ、そして私は二転三転という言葉を使ったのは、やっぱりB案であったり、C案であったりあるいは、学校統合推進委員会のいわゆる推進案としては21億というのは、数字的には21億、そして早く統廃合を進めなさいという、いわゆる審議結果を答申をされたということですね。

そういう形、その住民からするといわゆる建設事業費そのもの一つとってみても、A案だB案だあるいはC案があるんじゃないかというような中で、4月28日の11億、これはもう論議も充分なされませんでしたけど、11億なんぼかの折衷案みたいな案もありました。

そして、今回5億7,000万という数字が出てきたわけですね。そのこれはちょっと教育委員会の方にもお尋ねをしたいんですけど、こういうふうにですね、数字が変わって出てくるということは、教育環境がある一定、先ほど私が申し上げた、その2点の問題についてはですね、いわゆる

学校規模適性審議会から答申がなされております、2点の複式学級の解消であるとか、あるいは小学校の統廃合を進めるとか、そのことについてはさほど直接的な意見はないと思いますけど、ただ小中一貫教育を進めて行く上で、教育環境としてこのいわゆる建設費、このやれ高い数字は21億、安い数字は5億7,000万、こういうふうな幅があるような案を出された場合に教育委員会として、従来本来教育委員会で持っておられる、和水町の教育理念というのがあるはずですから、そのことに損なうということにはならないのか、そのへんはひとつ是非お尋ねしておきたいというふうに思います。町長、福原町長についてはですね、私はもういわゆるこれだけ混乱をしまっている以上は、もうやっぱし、しかも二転三転じゃなくて七転八倒というような言葉あたりを、お使いになるぐらいならば、もう一つ責任の取り方ということも、お考えになられたらいかがですかと申し上げたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、森議員の方から、このようにいくつかの提案がなされたということで、そして教育委員会はどうなのかというお尋ねじゃないかと思います。

実は、5月の27日に教育委員会議を開かせていただきました。その中に、いろいろこの件につきまして、私どもも協議をさせていただいたところがございます。私達は、基本的に先ほど森議員がおっしゃいました、複式学級の解消、そのための学校の小学校の統合そのことについては、みんな納得是非これはしていただかなきゃいけないと、同時に子どもが入るわけですので、安全安心な学校ということで耐震改修等は是非やっていただきたいと。それがまず1点、先ほど御指摘いただいたとおりでございます。

3点目の、これからの和水町の教育の在り方にふさわしい学校ということについて、私達もいろんな御意見出ました。やはり学校というのは、ただ子どもを集めてその中で授業ができればいいというものでは箱ものではなくて、やはり子どもの豊かな心を育成したり、それから、その中で友達とお互いに良い意味での競い合いをしたりと、そして立派に成長していただく。

また中には、子どもたちと一緒にこう先生も一緒にこう生活をする中で人間関係を構築すると、そしてそれと同時にやはり今からの子ども、私達は大人は20世紀を生きてまいりました。しかしこれからの子どもは、21世紀を確かに生きていくわけでございます。

そういう子どもたちには、これまでどおりの形の教育の在り方でいいのだろうかというようなことも協議させていただきました。そのためには、いろんな学校施設ということでありましては、やはり知識をたくさん学ぶ、そして習得する、そのことだけじゃなくて、これから先21世紀は予想もつかない、そういうような課題問題を、やはり解決できる力をつけてやる、そういう力をするためにはやはり小学校、もっというなら保育園ぐらいからもそうでしょうけども、やはり主体的に学ぶ、または、どうやればこれが解決できるかどうかというような学び方、学びをやはり指導しなきゃいけない、そのためにはやはり教室あたりは、図書室と今タブレット等も出ておりますけども、パソコン室と情報機器あたりも近くにあって、そういうような教室があると、または今これから先いろんな子どもさん、大人が生きていく中で、社会共生の時代ということでござい

ますので、そういう中におきましては、学校におきましては、特別支援の必要な子どもさんもたくさんおられます。そういう子どもさんを、みんなで見守ってあげられる学校施設、こんなのも必要であろうというようなことも意見の中に出てまいりました。だから私達教育委員会としては、予算の執行権等もございませんので、私達は先の二つの件につきましては、まずは是非ともお願いしたいと。

それと同時に、もし今回これをこの案を町長のほうで出されるということになれば、残された例えばプールにしてもそれから食育も今ほど叫ばれている時代はないと思います。そういうものの共同調理場とまだ他にもあるかと思いますが、そういうもの大きなものあたりにとっても、年次計画でもきちんと立てていただいて、そしてそれをきちんと造っていただくと、そういうことであれば私達も進めなきゃいけないのかなと、まず第1の複式学級の解消、それとそのため統合1日も早くしてくださいと、そういう思いで話し合いをしたところでございます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員のお話の趣旨はよくわかりました。経緯についてもよくわかりました。ただ現実としましてですね、住民投票それから住民投票ののちの凍結で白紙に戻ったわけでありまして、で、選挙になりました。当然そこで民意というのは、反映されておるはずでございますから、民意を受けてこの場に立たせていただいた以上は、それは何も代えがたい部分ではないかというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） この学校問題で、私が一番危惧しているというか、一所懸命にならざるをえないのは、我が町が教育を今後やっていく上で、10年あるいは20年30年とやっていく上でですね、やっぱり環境の問題、環境を整備するためにはどうしてもお金がいります。

学校施設であるとか、今ちょっと教育長もおっしゃられたけど、食育あたりが叫ばれてる中で調理センターであるとかですね、そういうところあたりも執行部のこの計画案の中にも出て来たり出て来なかったりしてるのは、一つには調理室の問題があるわけですけど、いわゆる教育というものを、もう少し執行部の方の方々も教育委員会だけに任せるのではなくて、教育委員会はいくまで教育理念的な問題が主になっていくでしょうから、やっぱり建設をするとか、あるいは環境を整えるとか、そのへんは行政の方にやっぱりお願いをしながら、お金の融通という形になっていくんでしょうから、ですからやっぱりそうなってくるとですね、いわゆるこの福原町長になってから学校統合推進室というのが設けられ、そしてここが中心になって室長さんが中心になって、これはこういう資料を作っておられるんだろうと思うんですけど、これだけでそういう教育委員会の教育理念の問題が残されたまんま進んでしまうと、とんでもないことになるなというのが私の正直言うて実感です。それから福原町長の方に申し上げたいのはですね、やっぱり確かに民意で出られました。だけど、その民意で出られて111票という差ができました。だから、今おられるんですよ。座っておられるんですよ。ただですね、こういういわゆる教育というのは「国家

100年の計は教育にあり」と言われるくらい崇高なものだろうと思います。だから私自身得てな分野じゃないんですよ。もう不得手な分野です。ここは正直言うてですね、人が人を育てるのは大変なことですよ。だから、私も我が子を3人育てましたが自信はありません。本当にどんな子に育ってんのかなと、自信はありませんけど「なんとか人様に迷惑をかけん範囲で生きとるな」と、「なら良しとせなんとかな」というぐらいです。

ただ、いわゆる我が町が町だけじゃなく、日本自体も人口減の方向に社会が動き出してこういう状況の時に、やっぱり教育というのは人づくりの基本的なことでしょうから、やっぱり人をつくるというのは一つの大きな財産をつくるということには間違いないかと、そうするとその教育環境をこういう形で、いわゆる執行部の学校統合推進室の計画に非常にケチをつける言い方になりますけど、私はいわゆるやれA案だ、C案だ、A案だB案だ、あるいは改修計画案だというように数字を替えて出してこれるとですね、これはただ単にただ数字だけが動いてるんじゃないのかなと、後はただ付けたしじゃないのかというふうに思わざるおえないということですね。

本当に、本当に我が町の教育ということを思ってされるならば、町長として英断をされるしか手がないんじゃないですか。

例えば、もう一時この問題は凍結すると、そしてとにかく住民の意見を最大限に尊重しますというような、尊重の仕方あるいは意見の集約の仕方いろいろあると思いますよ。

もう、はっきりいって今の状態ではですね、町長はもう私は民を得た町長なんだという意識があるし、我々議会だって二代表制に基づいてですよ、その町長、執行部に対してチェックする権限があるんだという形でもって、もう対立の抗争という形を示していくならば、これは私は何も生じないんじゃないかなと、やっぱり切磋琢磨という形をどう模索していくかというのが、町長のこれからの大きな課題ではないのかな、一番大事な課題ではないのかなというふうに思いますけど、そのへんについては非常に難しい問題ですけど、あえて福原町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 理念についてはおっしゃるとおりだと思います。

ただ先ほど来、申し上げておりますように、統合を急がなくちゃいかん。ですから、統合はさせていただきたい。それから、理念とともに保護者、学校関係者の意見も聞きながら進めてまいりたい、そういうところでございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） せっかく統合室長も座っておられますし、資料も出てきておりますので、ちょっと室長の方にお尋ねをしたいというふうに思いますけど。私は、この資料を眺めさせてもらってですね、「あれ、ちょっとこれはどうなるのかな」というふうに、ちょっと感じた部分が1、2ありますのでそのへんについて答弁をお願いしたいというふうに思います。B案、A案は出された時に増築等の問題ですね、そのことについては軽量とかそういう字句は出てきてない

んですよ。今回のあれに少人数教室、男女トイレ、外国語教室等あたりが載ってますので、大体中身計画は似たようなもんじゃないのかなというふうに理解しましたが、ただその軽量鉄骨というような形が出てくるとやっぱこれはそのひとつ数字的に数字を落とすための一つの手法として使われたのかな、何か意味があるのかなというふうに思ったわけですね。そのことが1点。それからこのいわゆるそのB案、A案、改修案という3案が出てきてますけど、ここに係る当然建築工事費は変わってくるわけですね。これは3案ですね。ただそのいわゆる設計監理費あたりも大きく変わるんじゃないでしょうか。そのへんがちょっと説明をしていただければ助かります。私の不勉強な部分がありますので助かりますけど、その2点お願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校統合室長 樋口哲男君

○学校統合室長（樋口哲男君） 森議員の御質問にお答えします。まず軽量鉄骨が今回の案に出てくるということで、これは最初町長が申されたように、経費を抑えるというかですね、そのへんから町長の方から御提案があったところでございます。軽量鉄骨のことで申し上げますと、いわゆる部材の厚みはですね、4.5ミリを見込んでおります。耐震性はどうかということもひとつあるかと思いますが、いわゆる建築基準法に基づいた計算の方法となり、通常の鉄筋コンクリートと同じような計算をやります。軽量鉄骨は、重量が軽い分使用構造部が小さくてすむため、鉄筋コンクリート造と同じ耐震性は保たれると得られるものでございます。それから、設計監理のことでございますけど、いわゆる何ですかね、これまでのB案、A案それぞれ出ているかと思えますけど、今回の改修計画案出ておりますけど、結局A案、B案についてもですね、そんなに見ていただくと、資料を見ていただきますと、変わりはそんなに大きくは変わっていないかと思えます。それだけの監理関係には、当然、監理は後の監理になりますので必要性があるかと思っています。以上です。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） わかりました。いわゆるこの私のお尋ねしているこの問題でですね、教育委員会の教育理念と、学校の建設、教育環境と言いますか建設問題このへんの整合性というのが、非常にわかりづらくなってしまっているというふうに私は思います。ちまたにですね、例えば小学校をいわゆる江田小学校を中学校に持ってきて、中学校をその一つにするような考え方があるんだとかですよ、やっぱそういうその何て言うんですかね、教育環境の基本的なような話が独り歩きと言いますか、一本立ちするようなやっぱそういう話が出ること自体が、今の混乱の大きな原因だろうと思います。やっぱしこの行政の基本は、あくまで地方自治に則ってなされていくわけですから、住民が公平に住民の利便を享受するというのが基本になればいいですね。そういう意味からいけばですね、もしそういうふうな、例えばその中学校を三加和と菊水と一つにするとか、ただですね、この問題については、確か私が聞いてる範囲では、学校規模適性審議会の中でも相当議論がなされて、そしてやっぱいくらか小さくても辺鄙なその和木町というような地域環境であってでも、やっぱし一つ一つの中学校がベターであるということで、やっぱいわ

ゆる中学校の問題には触れるような審議会の答申はなされてないと、いうふうに私は聞いております。ですから、そのことひとつ取ってみてもですね、いわゆる中央小に今の小学校を菊水地区の小学校を一つにするというそのことについては、それはもう早くなさなくちゃいけないと福原町長が思われるのは当たり前の話だし、私もできるだけ早いほうがいいと思います。ただその、その入れる器の環境をどう造るかという問題で、今いろいろ議論がなされているわけであってその環境作りについて、やっぱし一つの目くらませじゃないですけど、こういう5億7,000万なんていう計画案が出てしまうと、まあ21億の時は、それでもまだ大丈夫なのかなともっと金かけるべきじゃないのかなと私は思っていましたけど、いわゆる5億7,000万、これは論外だなということで、今日も全協で説明があった時に一つも私は質問をしなかったのはですね、どっちみち一般質問でこの問題は私も聞くから、もうその中で自分の意見を述べればよかたいと思って、そういうことで私は一つも発言はしませんでした。ただですね、いわゆる学校環境問題を、やっぱし教育委員会あたりの一つのどういう方向で、学校、中学校の問題あるいは小学校の問題、進めて行くんですよという、やっぱそういう案がですね、それでそれが今の段階でどれだけ出てるのか、そしてそれがもし出なければ出るようにやっぱ努力をされるべきだろうと思います。言葉はいろいろあると思いますが、17年に南小の保護者よりやっぱこの申請、要望書が出た時にですね、学校規模適性委員会というのが審議会というのが作られましたので、それに見合うような今後の和水町の規模適性委員会とか、そういうふうな審議会、委員会なり審議会なりをつくられてですよ、見識のある人たちにやっぱし専門の人たちとかそういう人たちあたりを招へいをされて、それで町内にも見識のある人たちはたくさんおられると思いますので、そういう人たちの中からそういう委員会、教育委員会としてのですね、やっぱ教育理念というのを早く確立をされないと、ますますもめるばかり、もめるというか混乱をするばかりになりはしないかな、というふうに思います。そのへんのお考えについて教育委員会、ちょっとお答えをいただければありがたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 平成19年度におきましては学校の規模の適正化ということでの御審議をいただいたと、今森議員の方から御提案いただきました学校教育に関する適正化、そういう審議会、正式な名称でも私もしておりませんが、そういうようなのも今後和水町の教育というものはどういう方向に進まなきゃならないのか、そういうことにつきましては十分検討していかなければいけないと思っております。これまでも、和水町には創造計画というので教育に関する創造計画というのを策定しております、今またさらに練り直しをしておりますけれども、そういうのも踏まえて、今後検討していかなければならないと思っております。

大変ありがたい御意見いただきましてありがとうございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 最後です。教育の在り方、あるいは教育環境の整備の仕方、去年の3

月の町長選に始まって紆余曲折というような状況になり、そして今日の私との一般質問のやり取りの中で、福原町長が七転八倒というような言葉を使わざるを得ないようなそういう状況になっておる事は、非常に我が町にとっては不幸なことだろうというふうに思います。これ以上、福原町長に申し上げてもですね、たぶん私と見解の相違でもって並行するばかりで、3月議会でもそういう結論的な最期の言葉になったというふうに思いますけど、私はやっぱしここは福原町長、あなたの英断を示される時ではないのかなというふうに思います。そのことが、私が唯一こういう場で訴えてできる行動かなと、非常に福原町長に対しては、厳しい苦悩を強いるような発言になっていると思います。だけど、やっぱしそれが今の我が町の現状であるとするならば、言ってやむなしというふうなことで、私もあえて申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。午後は1時20分より行います。

休憩　午後0時20分

再開　午後1時20分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君）　次に荒木政士議員の発言を許します。

5番　荒木政士君

○5番（荒木政士君）　改めまして、こんにちは。5番議員の荒木政士でございます。今年も6月に入り梅雨入りと同時に雨が多くなり、特に昨日は九州で12万戸38万人にまで避難勧告が出るような大雨となったところでございますけれども、幸いに人的被害がなかったことが幸いかなと思うところであります。しかしながら、水田、畑作等の冠水、いろんなことがあっております。本当に今後災害のないことを願うところでございます。国政に目を向けてみますと、国家においては安全保障関連法案の審議や日本年金機構の個人情報流出等々で国会のほうも問題山積そのように思うところでございます。我が町においても、行政、町長提案が義務的経費を省き、すべて否決されているような現状、町全体が停滞しているように感じるところでございます。私はまず第1に菊水地区の学校統廃合進め、そして将来消滅町村にも挙げられている我が町が、生き残るためにもこれから地域創生、人口減少対策、企業誘致、学校跡地利用等々に早く取り組むべきだとそういうふうに思うところでございます。それでは、通告に従い3項目について町長の見解を伺いたいと思います。まず、1項目目に菊水地区統合事業について。1点目に3月定例会において、町長提案、耐震改修案21億円の設計委託料が事実上、否決されたわけでございます。そして、6月1日、また本日の9時から全協の中でいろいろ説明5億7,000万等々の説明がございました。今後の進め方についてまずもって伺いたいと思います。

2点目に、平成29年4月開校も一つの公約というふうに私は思います。タイムリミット等どう考えておられるか、合わせて伺いたいと思います。これで1回目の質問を終わり、再質問は質問

席より行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 荒木議員の御質問にお答えをさせていただきます。菊水区域学校統合事業についてということの1番目。3月定例会において、町長提案、耐震改修案、約21億円の設計業務料が事実上否決された。今後の進め方について何う、ということでございます。

御指摘のとおり、平成27年度の当初予算におきまして、菊水中央小学校及び菊水中の施設改修に関わる基本設計、実施設計の委託料。それから、地質調査委託料、菊水中央小敷地造成の工事請負費など計上いたしましたけれども、結果的には、菊水中央小の耐力度調査の委託料のみが御承認いただいたということでございます。それを受けまして、耐力度調査におきましては、本会議前の議会、全員協議会でも御説明をいたしましたけれども、菊水中央小学校は耐力度のある校舎であるということが確認をできております。

したがいまして、今度の進め方でございますけれども、本定例会に学校統合に関わる補正予算を上程をいたしております。複式学級を解消する上においても、また一刻も早い四つの小学校の統合を図りたいと考えておるところでございます。3月定例議会での御意見も踏まえ、建築工事の費用を抑えまして、それに関わる基本実施設計委託料や、菊水中央小学校敷地造成の工事請負費など計上をいたしております。御理解をいただき御承認をお願いしたいというふうに考えるものでございます。補足については、担当課より説明をさせていただきます。

同じく2番目の平成29年4月開校も公約と思うけれども、タイムリミット等どう考えているのか、という御質問でございます。これにつきましては、菊水中央小学校の校舎を活用した統合、それから速やかな複式学校の解消、これが私が、現在早急に取り組ましていただきたい事業でございます。当初は平成28年4月の開校を視野に入れておりましたが、何度も何度も引っ越しをするということに対する子どもたちの情緒、それから学校関係者の統合に関わる調整など、そのあたりを検討、考慮いたしまして、平成29年4月の開校を目指しておるところでございます。29年4月に開校するためには、期間、時間的なものを逆算してみますと、スクールバスや統合後の学校の校歌や制服などの調整に要する期間、それから建築工事に要する期間、建築工事をするための基本設計、実施設計業務に要する期間を確保する必要がございます。

また、国庫補助金との絡みで今回上程しております、和水町立学校設置条例の一部改正についてなど、補助金申請手続き上の課題もございます。遅くとも、本年8月前には基本設計業務に取り組ましていただきたいというふうに考えております。

よって、その前には予算の確保が必要になってまいりますので、よろしく願いを申し上げます。ここも補足については、担当課の方から御説明を御答弁を申し上げます。

以下は自席にて答弁させていただきます。

○議長（杉本和彰君）

学校統合室長 樋口哲男君

○学校統合室長（樋口哲男君） 1番目の今後の進め方のところで、安全面から耐力度調査、耐

震改修について補足説明をさせていただきます。

耐力度調査については、5月1日から6月30日までの2カ月間の委託業務として現在取り組んでいるところでございます。耐力度調査とは、公立学校施設において建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の三つの項目を総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するもので、中間報告でございますけど、今回の調査で耐力度の点数は、基準となる4,500点を大きく上回ることが見込まれて、十分耐力のある校舎ということが言えます。また耐震改修につきましては、耐震改修工事を行った後に、再度耐震補強を施した建築物のI S値を再算定し0.7以上の数値がでていること確認しますので、安全性が図られると考えております。それから続けて申しますけど、2番目のタイムリミットについて補足でございます。さきほど全協でも説明しましたけど、スケジュールをですね、平成29年4月開校を目指すスケジュールでございますけど、29年の開校をするためには本年度に基本実施設計業務を完了させる必要がございます。設計業務は短期間でできるものではなく、ある程度の期間を要するところでございます。町長が申したとおり、予算の確保や条例改正の承認を得ることができなければ、29年4月の開校は非常に厳しいものと認識しているところでございます。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番です。今の町長の答弁、そして室長の答弁の中で、一応ですね、3月本予算の中で耐力度調査、238万5,000円だったですかね、あれは通していただいて耐力調査を行われ、4,500点以上の点数で安全性が確保されているということが、今はわかったところでございますけど、今度の予算ですね、5億7,000万に対する設計5,100万あまりの予算、これを町長、先ほどいろんな二転三転じゃくて七転八倒じゃないけれども、そういう言い方されましたけれども、やはり3月定例会の本予算に対して10名の方がですね、予算額に対して反対であったという意思表示であったろうと思います。それに対するそしてまた町長に対する公約違反である5億という、やはりそれに対するそれを考えられての、今度の5億7,000万の提示だろうと思います。私はですね、実は21億の予算に対する賛成討論をした人間でございます。それはなぜかというと、やはり耐震改修であっても30年という長期に子どもたちが、その学校で学ばにやいかん、そういう施設である。特に三加和小学校につきましては新築でございますので、ある程度の公平公正といたしますか、公平性もなからにやいかんだろう、またそういった30年を長い目で見ればそのくらいの金はかけてもよろしいんじゃないだろうかという、そういう意味で私はそういう賛成といたしますか、その町長もその11億、21億という中でやはりPTA、または教育委員会、もろもろのいろんな要望等があって、そうされたと思いますけども、これは本当に今度、先ほど申しましたタイムリミット等もでございます。本当にもうこの5億7,000万でやり抜かれるか、もう一度決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まずは、統合できる校舎を造り上げたいと、いうふうに考えます。後は

先ほど来、室長も申し上げておりますとおり、学校関係、それから、保護者の皆さん等々含めましてですね、御理解をいただきながら、また御意見も踏まえて対応しなくちゃいかんというところが出てくるかとも思います。ですからとりあえずは、とりあえずと言いますか、今回の上程については統合できる校舎を造り上げたいと、そういうことでございます。そこだけはどうしてもやらせてもらいたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） 荒木です。それではですね、この予算の中でですね、先日私たち総務文教委員会において勉強会もさせていただきました。その中の意見としてですね、これからはやはり子どもたち、生徒数もそう多くはならん、減るのは間違いないわけではございますので、そういった意味で土地購入とかですね、何とかそれまで抑えて改修、費用削減、いろんなことができやせんかというような、町長、聞かれたと思いますけれども、それに対して何かのですね、検討でもなされなかったのか。まずもってお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 逆にありがとうございます。実は先ほど、再開する前にここで打ち合わせしておりましたのは、そのへんにつきまして、私の方も土地代が膨らむということはないんですけれども、より安く抑えられて、それで効率的に利用ができればという総務委員会の諮問もいただきました。従いまして、そこの部分については、凍結も辞さずというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） わかりました。そういう検討もなされて凍結といいますか、そういうことも考えておられるということであるならば、本当に我々も総務文教あたりでも勉強会と言いますか、そういったいろんな意見を言ったことが無駄にはならんなということを感じたところでございます。それから、室長にお伺いしたいと思いますけれども、これは、ライト設計さんの耐震長寿命化安心安全についてということで、4月3日のと言いますか、4月28日の全協の中での説明、例えばこの予算書を見てみますと、予算書といいますか、説明書を見てみますと、耐震に係る金と言うのは、逆にA案、B案よりも今度強化ガラスが入って、逆に増えてるような状況だと思います。ただ、化粧直しができないと言いますか、そういった改修が減っているのはもちろんでございますけれども、安心安全についてこの5億7,000万という予算の中でもこれは守られるのか、お聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（杉本和彰君）

学校統合室長 樋口哲男君

○学校統合室長（樋口哲男君） 安心安全が守れるかということですかね。いわゆる耐震改修関係でございますけど、全協で説明しましたとおり、小学校については耐震改修、当然同じ金額と

いうことでございます。あと体育館についてはですね、先ほども全協で申したとおり、今回消音効果も考慮してですね、耐震用のボードも張るということで事業費としては若干増えているところもございます。当然今回の改修をすることで耐震関係ですね、そのへんについては安全性が保たれると考えているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい。今、全協の中でも説明もございましたし、今室長の方からも確約がとれたというふうに思っておるところでございます。それでは町長にですね、やはり学校統廃合事業保護者住民等説明会がですね、3月4日、5日、6日、7日の日とこれはやはりB案を中心とした説明会でありました。それから、A案も一緒だったろうと思いますけども、しかし今度の修正案、まだ本当にやっぱり知ってるのはここにいる人といいますか、わずかな人間だろうと思いますけども、やはり変わる以上はある程度の説明責任といいますか、それがでてくると思います。どのように対処されるのか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘のとおりでございます。前もって説明会を開くことも考えましたけれども、ただ、方面の名前は伏せておきますけれども、とにかく早くしてくれと。で議会との間で合意に達した事項を説明してくれ、という御意見も多数いただきました。したがって、当然これを御承認いただきましたならば、一刻も早い時期に、特に保護者の皆様、学校関係者の皆様には御説明し、御理解を賜り、また意見もいただいてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい。荒木です。ということは何らかの形で説明会をするという。まずやはりですね、特にやはりPTA、菊水校区のPTAさんにはですね、本当にあのじっくりと説明をされて理解をいただければというふうに思いますし、それが説明責任、ピシッとしたですね、そして確かに議会の方が早い方がいいのか、そちらが早いのがいいのか、そらやっぱなかなかわからんことでありますし、そういう形で進めていただければ結構かと思えますけれども、どのくらいの、まだ全然そういう、いつ頃とか、どのくらいの、例えば小学校、中学校、菊水校区、三加和校区、そういうあれは今はまだもっておられないのか、大体の固まっておるか伺いたいと思えますけれども。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私の狭い範囲になるかと思えますけども、相当数お伺いしたところでは、先ほど申しましたように説明会やってそれがまた詰まってないようであれば、何度やっても同じだから、この方向で行くということが、ほぼ決まってから説明を願いたいという意見が、私の範

囲では圧倒的に多かったということでございます。それはむしろ三加和の方ですね、そのへんについては、あんまりご発言もないんですけど、菊水の方ではそういう部分でございました。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい。荒木です。私は、今聞くとやはりどうなんだろうなというのがですね、私はこれは予算が通るものと思って質問し、説明しなさいというような言い方を、今はしておるところでございます。確かに否決されたら、する必要はないところも出てきますよね。それはそれとしてですね、とにかく何といてもですね、複式学級の解消、それとまた安心安全の担保といえますか、そういうことが必要になってくるわけでございますし。それと、またPTA等々の町民、いろんな方ですね、意見。この本当に議会だけで、最終的には議会が議決権をもっておりますので、そうかもしれませんが、やはりそういった説明をしながら町民の皆さんに理解していただきながら、進めるのも行政の仕事だろうというふうに思いますので、そういった方向でですね、進めていただきたい。そういうふうに思うところでございます。教育長にちょっとお伺いいたしますけれども、先ほど森議員の質問の中でも、目的は複式学級解消である。そして安心安全な学校で教育を受けさせる。そのための教育委員会。ただもちろん執行権がない、教育委員会としては、やはり行政に対してお願いする以外ないわけですね。今これを先ほどですね、5億7,000万それを出されるならばという、言い方だったろうと思います。その後、やはり年次計画で例えばプールとか、今食育がですね、話題になるところでございまして、給食棟とか。非常に良いことを言っていたなというふうに思います。しかしやはり今度の説明会等々やる以上においてはですね、教育委員会の意見はまずおいといてですね、やはり学校統廃合をどうしていくかということに、集中していただきたいというふうに思いますし、その後、こういった、先ほど答弁されたようなことを自然と進めていく。それ以外にはなかろうと私は思いますけれども。そういう中で教育長も頑張っていたいただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい。午前部のところでも発言をさせていただきましたが、教育委員会の中でも・・・御意見いただきました。やはりそういう中で結論といたしましては、町長の方からこの案を提出されるのであれば私たちはこれまで、やはり教育委員会としては以前も申し上げましたように、良ければより子どもの教育にふさわしい学校を造っていただきたいという願いで前回の案を、是非それだったらお願いしたいというようなことで、私たちもしておったわけでございます。そういうことに対するやはり教育委員の皆様方、今度の金額で学校というもののとらえ方あたりも議論されたところでございます。そういうことで、私たちは是非、複式学級の解消と。と同時にそのための統合を是非お願いしたいと。と同時にやはりどうしても学校というものを考えたときに、またこれからの時代を生きる子どもたちのためには、是非まだこれではいけないのではないかと。もっと浸透したものをつけていただきたいという。そういう願いは私たち

教育委員としてはもっているということでの、話をさせていただいたところです。でそういうことで是非統合というのは複式学級の解消というのは、まずはお願いしたいし安全安心というのを確保していただきたい。と同時にまた先ほどお話ししましたように、食の問題にしても、実際御存じのとおり、現在両方の校区の子どもたちの中には、食アレルギーをもっておられる方もおられます。そういう子どものためにも、是非やはりきちんとした施設で食を提供してあげたいという、そういう願い。またしなきゃいけないという。また給食の設置基準等につきましても、やはり今のあれにはあってない部分等もございますので、これについては早急にやはり年次計画等を立ててでも建設をしていただかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい。私も冒頭申しましたけれども、21億に対して賛成した立場の人間で、やはりある程度は良い学校といえますか、そういうところで学ばしてやりたいなという、そう気持ちだけは教育長も一緒だろうと思いますので。しかしながらまずもってやはり、本当に檀上で私も申しましたけれども、この和水町が動いていない、そういう言い方をさしていただきましたけれども。やはり何らかの形で動かして、そして次は町の活性化、発展につなげていかにやならんと思っておりますので、そういうかたちでぜひご努力いただきたいなと思っております。町長に最後に一つだけお聞きしたいと思えますけど。いつだったですかね、中央小学校の改修があっておいりましたですね。あの時に数名の議員さんが見に行って、何かその時に改修されておったのがこれはしても2、3年しかもたんとか。そういう言い方をされたとかいうことがちょっと私思い出したですよ。それはですよ、入札した業者さん、いろんな方おられると思えますけども、何らかの対処はあったのか、どうなったのかをちょっとだけ聞きたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 釈明とそれから顛末書の提出をお受けいたしております。で釈明というのは、その建設会社さん、申し訳なかったけれども、自分の下請け会社であったと。だから自分もそこまでは把握してなかったと。ということで、今回は気が付いていなかったと、いうのがございます。それから、当然その中の話で改修を請け負った以上はですね、1年や2年や3年と、いう話をするのはけしからんと。したがって、私が責任をもってお詫びを申し上げるということで、顛末の書面を頂戴いたしております。今後そういうことのないようにということで申し出がございました。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい。5番です。そういうことがあってから、その後に私も聞くなりよかったですけど、今になったんですけど。顛末書とかですね、やはり入札で工事を請けた会社がですね、責任者は監督とかですね、そういう資格を持った人がいうのならばですね、そらもう

当然と言いますか、渡す側としてもどこまでのあれがあったのかちょっとわかりませんが、ということですね、本当に厳しくしとかにやいかんというふうに思いますので。

それでは、次にいきたいと思いますけれども。失礼しました。ちょっとですね先ほどタイムリミットといいますか、そういう言い方で。とにかく今年のうちには、実施設計までいかなら間に合わんというようなことを、先ほどの説明だったと思いますので、何とかですね、この29年4月開校。この公約を守るためにですね、頑張っていたきたいなとそういうふうに思います。それでは2点目の2項目目のせきすい斎苑、和水斎場の統合についてということで伺います。1点目に和水町、南関町両町において、協議されていることと思いますが、まず現在の状況について伺いたいと思います。

2点目に今後のスケジュール、または新築、増築等々の案が考えられますけど、どのように進んでいってるのか、伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをさせていただきます。せきすい斎苑とそれから我が町にとりましては、和水町斎場もございまして、この統合も兼ねた、いわゆるリニューアルにするのか新築にするのか、そのへんが今の論点になっておるところでございます。23年の10月から南関町との間でせきすい斎苑連絡協議会というのが結成をされておりまして、せきすい斎苑と和水町斎場を統合してせきすい斎苑に1本化するというような、基本的な方針が示されておるところでございます。南関町と我が町で事務担当職員で、その方向で協議してまいったところでございますけれども、昨年平成26年度になりまして、総合的な見地からせきすい斎苑を新築するのか、改修するのか、との判断をすることにいたしました。現在、火葬場整備計画策定業務、これを2町で委託を、業者委託をいたしまして、それで計画策定の入札が執り行われて、6月に発注がなされたところでございます。その中身というものにつきましては、2番目になりますけど、今後のスケジュール、また新築増築とどのように考えているのかと。ということでございますが、その中身につきましては、主に新築の場合の使い勝手、それから費用面、それから改修した場合の使い勝手、それから費用面等々を両方とも算出をする。

それから、将来どんなふうな見込みが立つかということも含めてですね、見通しの策定をいたしまして、27年度中には提示をしてもらうというふうになっております。ですから、その提示を受けて、当然南関町と我が町は一緒にでございますけれども、協議をする。あるいは特に三加和地区の皆さんについては、しっかりと御説明を申し上げながら御意見を伺う。それから当然また議会の皆さん、関係者の皆さんの御意見も伺うということで着実に進めてまいりたいというふうに考えております。ですから現状はどうかといいますと、計画案の成果品を待っているというような状態でございます。細かいことは担当課に説明させます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは私の方からちょこっと具体的なことを説明させていた

だきたいと思います。今町長の方から答弁がありましたように、5月に入札が行われております。5月の28日に契約が行われまして、実は一昨日6月10日にその工程表と言いますか、履行計画書が出されております。その履行計画書を見ますとですね、一応成果品を今年度末、27年の12月いっぱいですね、それまで出していただくことになっております。その後、その成果品をもとに精査してまいるということになります。その成果品に基づきましてですね、先ほど議員さんお尋ねのいわゆる新築するのか、増築などをするのかというのは、その後和水、南関の関係者の方々、議員さんも最終的にそうなりますけれども協議検討して判断していくことになるかと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） はい、荒木です。この斎場統合問題、これはですね前坂梨町長がですね、もう6年ぐらい前になつとですかね、確か提案されたと言いますか、それで1回豊後議員だったでしょうか、もちろん質問があったことは覚えておりますけれども、確か6回、統合についてはですね、1番遠くにあるやっぱり十町和仁地区がですね、追加説明というかそれが必要だろうということで6回ぐらいは説明会があったということもですね、その中の3回が十町で説明会がしましたので私も同行してですね、したことを覚えておるわけです。先ほどこちらの三加和地区の意見とか言われましたけれども、もう私は必要ないと思います。その時点で大体の大体のと言いますか説明もいらんて、板楠とかですね、神尾校区あたりは別にそういう説明もいらんていうことだったろうと思いますので、そういった意見は必要はなかろうと思います。ただこれは今スケジュールと言いましたけれども最終的にですね、とにかく5月28日に入札発注され、策定業務、それによって新築案が出てくるのか、新築でいくらかかりますよとか、改修によってこうなりますよとかいうことが出てくると思いますが、それからのそれではどっちにするかという判断だろうと思います。私はですね、坂梨町長の時も新築で行くということももちろんありました。もちろん賛成しましたし、和水町としては是非新築の方で進めていただきたいなというふうに思いますが、最終的な例えば30何年に新築の場合は建設するんだとか、そういうことが予定と言いますか、私はできるだけ早い時期がよかろうというふうに思いますが、もちろん和水町の場合は合併特例債があります。南関町はないから改修にしてくれ、こっちはそういうところがあるから新築で行こうとかやっぱそういう話になってくると思いますが、そういった点でどういうふうに町長が思われるか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今荒木議員に御指摘いただいたとおりでございまして、やっぱり資金面、財政面の部分で両町の温度差がございまして。また、住民の皆様に対する説明の速度と言いますか、これも温度差がございまして。したがって、今度の成果物には、どういう書き込み方になるかはわかりませんが、新築の場合、それから改修の場合という両案が、費用を含めまた将来の運用を見据えた形で出てくるはずでございまして。なるべく早急に、特に議員の皆様方にはお諮

りを申し上げ決定をしていかなくちやいかんというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい、この会合、課長、27年中に成果を出すということでそれまでは会議は全然ないということで理解してよかですか。また会議には議長、総務文教の委員長、町長もでしょうけれどももちろん、かたっておられると思いますけれども、いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） はい、いわゆる事務担当でつくる北部2町環境衛生連絡協議会ってというのが大体例年9月と12月の2回、それからその直後にせきすい斎苑連絡協議会ですね、これが今議員さんが御指摘になりました町長、あるいは議長さん常任委員長さんを含めた会議がございます。もちろんそういったところでも、この統合については報告とか何かがいくことになると思います。そういった中で、例年どおり、もしくはそれ以上になるかもしれませんけれども、今年度も会議は開催されるものと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） はい、わかりました。もう一つ町長にですね、今までのせきすい斎苑は南関町が人口にすれば1万ちょっとですね、と菊水が今ですするなら7,000弱ですかね、だから、事務局も南関側になっとった。今度の場合は、和水町と南関になりますので、逆に人口から言えばこちらが多くなる、こちらが主導でいかにやいかん立場にもなってくるんじゃないかならうかと思えますので、是非ですね主導権を握って早急に進めていただきたい。これはですね向こうとの交渉ですのではなかなか思うようにはいかんと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではあの最後3点目になります。3項目目にですね、交通安全対策についてであります。1点目に板楠交差点の定時信号機設置については、区長会からも要望があったと思いますがどう対応されたか、また設置の見通しについて伺ひます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 荒木議員にお答えを申し上げます。警察への交通安全施設の要望については、道路整備や自動車の増加等に伴い、また対応しまして信号機や横断歩道の設置が県下の各地から寄せられている模様でございます。御指摘のとおり区長さん、区長会からも御要望を受けたいところでございます。私どももその都度、警察の方に要望を出しているところでございますけれども、いかんせん警察の方もですね、優先路や予算などをですね、考慮されて対応をなさっているところでございまして、力をもちろん入れてまいりますけれども、ここについては早急なお願ひをすると同時に根気よく続けてまいりたいというふうに考えております。要望その他の状況につきましては担当の総務課長より補足をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) 荒木議員の御質問、町長の答弁に補足をさせていただきます。御質問の板楠交差点につきましては、議員御指摘のとおり、緑小学校区の区長様の連名によりまして24年の10月23日に通常の信号機への転換の要望書が提出をされました。

町といたしましては、同年11月6日に玉名警察署長に対しまして、和水町長名で要望書を作成し申請書と資料、図面ですとか地図等を添えて持参をいたしまして、警察当局に説明をし要望をしたところでございます。その後も口頭によりまして、対応いただくようようですね、幾度となく御依頼を申し上げております。

その後26年9月再度玉名の警察署長に対して、要望書を提出いたしました。玉名警察署からは現地を確認して対応すると、口頭での返答を得ているところでございます。

町長が申し上げましたとおり、玉名警察署も同じくいくつかの町を所管しておりますので、各市町から要望を含め多くのものが要望されているかと思えます。真摯に御検討いただいていることは存じますけれども、現在までには良いお返事はいただいていない状況にございます。

熊本県の警察が所管する案件ではございますけれども、今後も引き続き要望活動を続けて、町民の交通安全、生命財産を守る対策について県の御協力を賜りますよう、これからも活動が続けてまいりたいと存じております。

○議長(杉本和彰君)

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) はい、この件はよく議長から私も県のことから、こういうところで聞くなといつも言われております。ただ本当に要望、お願いでございます。それしかない、町としてもないもんですから、私よく板楠の区長あたりとも話す時にもう板楠東区の区長も今度2年目、自分の間に何とかしたい、いつも言われます。私も地元で同級生でしょっちゅう飲みもしますけれども、やはりそして町長も御存じのとおり板楠交差点というのは、危険度からすれば本当に和水町でも1、2を争うところじゃなかろうかなと。ただ幸いなことにそういう私冗談で言います。死亡事故とかあれば、はよつくもんねとかですね、幸いなことにまだ死亡事故とかはあっておりませんので、良いことではございますけれども、そしてまた今年度に入ってからですね、学校統廃合もあったこともあろうかと思えますけれども、津田下から板楠間の40キロ規制が50キロになったとかですね、7時半から8時半までの大型車の乗り入れが緩和されたと言いますか、解除されたとか、やっぱ皆さんも思われると思えますけど、40キロ規制を40キロでいかれるとちょっとイライラするところあったりしてですね、逆に50キロにした方が、スムーズな快適なドライブといえますかできるんじゃないかなと思いますし、ただ先ほどから言いましたように、やはりここは本当に危険な場所でありまして、また町長がどうこうと答弁がえられるわけでもないわけです。ただ総務課長、一回だけということはありませんけど、私達とか区長さん達とか町長も含めて一回要望に行きましようか。いかがでしょうか。近いうちに計画を立てていただけないだろうかと思えますけれども。

○議長(杉本和彰君)

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) ありがたい御助言、誠にありがとうございます。時期をみて町長とも話し合いの上、再度要望に参りたいと思います。

それから、警察が取り合わないわけではございません。他にも信号にまつわる案件が3件ございます。進んでおりますのが、現在3件ありまして、菊水インターチェンジ前に新規の信号機をつけてくれという要望が26年の9月同じ時期に出ておりますが、インターチェンジの出口の停滞を招くと、恐れがあるということで、継続して警察では調査をした上で、回答するというお返事をいただいております。

それから同じく26年の9月ですけれども、江田交差点の時差式点灯信号の時間変更、こっちから下って行く信号が赤になって、玉名から上ってくる信号が若干長く設定をされておりました。今まで15秒間設定されておりましたけれども、それが3秒間そこを通過しないと黄色になってこっちの下っていく方がスムーズにいくようになるという、修正はしていただいております。これは9月の10日前後に修正していただきました。

それからもう一つ信号に関わる案件ですが、神尾小学校の点滅信号機をですね、子どもたちが通らなくなりましたので、交流センター前に移転をしてくれないかという要望も同時期に出ておりました。これにつきましては、信号機の移転は困難であると、ただし、しかしながら交流センター前の横断歩道が、ちょうどカーブの所にございますので、この点については御認識をいただいて本部の方に、進達をする旨の御回答をいただいているところでございます。

今後も私どもだけでなく、町民の生命財産をお預かりしております町長も含め議員様、区長様も御一緒に活動いただければ、私どもとしましても心強い限りでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(杉本和彰君)

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) はい、先ほども申しましたけれども緑校区の区長、今度ですね、校区の区長さんと職員と私達と懇親会もあります。とにかく、今年度中に何とかしてくれというのが要望でございますので、総務課長、是非近々要望に、人間は何人でもそろえますのでできれば、そういうことでお願いしてですね、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(杉本和彰君) 以上で、荒木政士議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

15日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後2時18分